

議案第 5 2 号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、令和 9 年 4 月 1 日付けで「京田辺市立薪こども園」を設置するとともに、「京田辺市立薪幼稚園」を廃止するため、提案するものである。

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和４年京田辺市条例第
３０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠５１番地
------------	-------------

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定
は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- ２ こども園の設置の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「
施行日」という。）前においても行うことができる。

(在園児に関する経過措置)

- ３ 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している者（
施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前日までに当
該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこども園に入
園したものとみなす。

京田辺市立薪幼稚園	京田辺市立薪こども園
-----------	------------

(京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一
部を改正する条例の一部改正)

- ４ 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一
部を改正する条例（令和８年京田辺市条例第１５号）の一部を次のように改
正する。

別表３の項の改正規定を次のように改める。

別表３の項を次のように改める。

3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本 7 3 番地
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内 5 7 番地 1
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内 4 番地 1
	(4) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田 6 番地 3

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																														
（名称及び設置場所） 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>京田辺市立薪こども園</td><td>京田辺市薪大欠5 1 番地</td></tr></table> 附 則 〔京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4項関係）〕 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。 <u>別表3の項を次のように改める。</u> <table><tr><td rowspan="4">3 幼稚園</td><td>（1）京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7 3 番地</td></tr><tr><td>（2）京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5 7 番地 1</td></tr><tr><td>（3）京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4 番地 1</td></tr><tr><td>（4）京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6 番地 3</td></tr></table>	名称	設置場所	（略）	（略）	京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠5 1 番地	3 幼稚園	（1）京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地	（2）京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1	（3）京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1	（4）京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3	（名称及び設置場所） 第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 附 則 〔京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4項関係）〕 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。 <u>別表3の項を次のように改める。</u> <table><tr><td rowspan="5">3 幼稚園</td><td>（1）京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7 3 番地</td></tr><tr><td>（2）京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5 7 番地 1</td></tr><tr><td>（3）京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4 番地 1</td></tr><tr><td>（4）京田辺市立薪幼稚園</td><td>京田辺市薪大欠5 1 番地</td></tr><tr><td>（5）京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6 番地 3</td></tr></table>	名称	設置場所	（略）	（略）	3 幼稚園	（1）京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地	（2）京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1	（3）京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1	（4）京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5 1 番地	（5）京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3	薪こども園の設置 薪幼稚園の廃止
名称	設置場所																															
（略）	（略）																															
京田辺市立薪こども園	京田辺市薪大欠5 1 番地																															
3 幼稚園	（1）京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地																														
	（2）京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1																														
	（3）京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1																														
	（4）京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3																														
名称	設置場所																															
（略）	（略）																															
3 幼稚園	（1）京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7 3 番地																														
	（2）京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5 7 番地 1																														
	（3）京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4 番地 1																														
	（4）京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5 1 番地																														
	（5）京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6 番地 3																														